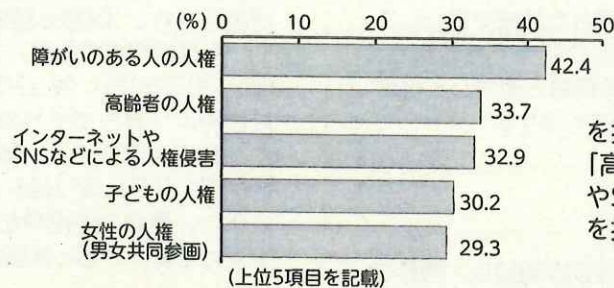


「人権に関する市民意識調査（平成29年9月実施）」から

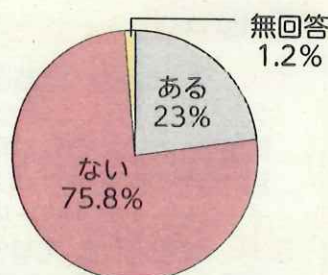
「人権」は日常生活の場である家庭や職場、学校等のあらゆるところで幸福に生活するために必要なものです。調査結果（回答総数1,090人）から、市民のみなさんの人権意識について考えてみましょう。

あなたは、現在、どんな人権問題に関心を持っていますか。
(○はいくつでも)

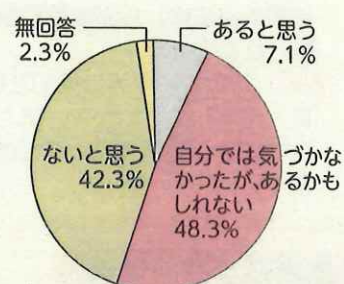


「障害のある人の人権」に関心を持っている人が最も多く、続いて「高齢者の人権」、「インターネットやSNSなどによる人権侵害」に関心を持つ人が多いです。

日常生活の中で、あなたが差別や人権侵害を受けたと感じたことがありますか。
(○はひとつ)



あなたは、今までに他人の人権を侵害したことがありますか。
(○はひとつ)



2割以上の人が差別や人権侵害を受けたことが「ある」と感じています。その内容は、「職場での待遇や上司や同僚などの言動」が最も多く、続いて「地域社会での役割分担や、近隣の人などの言動」、「家庭内での役割分担や、家族の言動」、「友人、親せきなどの言動」となっています。その一方で、過半数の人が他人の人権を侵害したことが「あると思う」、「自分では気づかなかったが、あるかもしれない」と感じています。

ちょっと考えてみませんか？ その表現

なにげなく使っている言葉や表現が、だれかを傷つけたり、固定的な考えの押し付けになったりしてはいないでしょうか。次のイラストの吹き出しをみて、考えてみましょう。



「人権の観点からの公的表現の手引き」(平成31年1月改訂)より

「松江市人権施策推進基本方針(第二次改定)」、「人権の観点からの公的表現の手引き」、「人権に関する市民意識調査」は、ホームページに掲載しています。

松江市 人権

検索



住む人にも 訪れる人にも やさしい 人権が尊重されるまちをめざして

人口減少が進む中、住む人、働く人、学ぶ人、訪れる人から「選ばれるまち 松江」として発展していくためには、私たち一人一人が、お互いの個性や価値観の違いなどの多様性を尊重し合い、国籍、年齢、性別、障がいの有無などにかかわらず、すべての人の人権が尊重されるまちづくりを進めていく必要があります。

松江市人権施策推進基本方針(第二次改定)

松江市では、人権教育・啓発に関する基本的な施策の方向性を定めるため、「松江市人権施策推進基本方針(第二次改定)」(平成31年3月改定)を策定しています。

～基本理念～

「ひとごと」から
「わがこと」へ

すべての市民が、人権問題を自らの問題として認識し、解決に向けて行動する社会をめざします。

共生の心の
醸成と
「人権文化」の
創造

すべての市民が、お互いの個性や価値観の違いや多様性を尊重し合い、年齢、性別、障がいの有無などにかかわらず能力を発揮できる社会をめざします。

また、生活の中に人権を尊重する意識が根付く社会をめざします。

共創・協働と
連携による
「人権のまちづくり」

人口減少、少子高齢化が急激に進む中、地域社会や家庭のきずなを大切にし、市民、NPO、市民活動団体、企業、行政などが人権問題の解決に向け有機的に連携できる社会を知恵を出し合い一緒に作ります。



松江市

～ あらゆる場や機会を通じた人権施策の推進 ～

人権が尊重される松江市の実現に向け、市民一人一人が人権問題を自らの問題として認識できるよう、あらゆる場面を通じて人権教育・啓発を進めるとともに、多様化・複雑化する人権課題に対応するため各分野の施策と連携を図りながら取り組むことが必要です。

また、市民、公民館、NPO、企業等と行政が連携・協働し「人権のまちづくり」を一緒になって進めていくことが大切です。

学 校 等

○人権教育活動事業推進校・園及び小中一貫活動事業実施校における取り組みの成果を活かし、各学校等における人権教育を推進します。



家 庭

○家庭の教育力向上につながるよう継続的に支援を行います。
○保護者同士のつながりや学校・家庭・地域とのネットワークの構築を図ります。

隣 保 館

○地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、各種相談、福祉、啓発、交流等の事業を総合的に推進します。

地域社会

○公民館や地域人権教育推進協議会等と連携し、各地域における人権教育・啓発の推進を図ります。
○「人権を考える市民の集い」、「市民人権講座」等を実施し、幅広い市民に啓発の機会を提供します。

企 業 等

○松江公共職業安定所等と連携し、公正採用選考の徹底及び職場内研修の促進を図ります。
○「松江市企業等同和問題研修推進連絡協議会」の活動を支援するとともに、加入促進を図ります。

市職員及び教職員等（特定職業従事者※1）

○一人一人が、人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権意識を高めるとともに、あらゆる差別をなくしていこうとする態度と実践力を高めるため、研修等を通じて人権教育の充実を図ります。

※1 特定職業従事者…人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者。

～ 各人権課題の現状と取り組み ～

人権問題は、一層多様化・複雑化の傾向にあり、社会情勢等の変化に伴う新たな人権問題も生じています。各人権問題固有の歴史や特性を踏まえた取り組みはもちろんですが、人権課題相互の連携も一層重要性を増しています。基本方針や個別の計画等を踏まえ、積極的かつ効果的な施策の推進を図ります。

女 性

【現状】男女がともに対等なパートナーとして、自らの意思によって個人の能力を発揮して社会のあらゆる分野に参画できる男女共同参画社会の実現は、重要な課題です。しかし、男女の固定的な役割分担意識は依然として根強く残っています。

【取組】「松江市男女共同参画推進条例」(H17.3)等に基づき、一人一人が性別の違いにより差別されことなく、能力が発揮できる機会が確保できるようにします。また、DV被害者の自立に向けて連携を強化し、包括的な支援を行っていきます。

子 ども

【現状】家庭における児童虐待やDV、学校におけるいじめ、体罰等子どもたちが傷つくケースはなくなっていますが、また、家庭環境や保護者の事情により支援の必要な要保護児童数や相談件数も増えています。学校や関係機関と連携した取り組みの推進が必要です。

【取組】関係機関との連携を強化し、身近な場所で児童や保護者を継続的に支援し、児童虐待の発生予防と早期対応を行います。また、子ども自身からの相談ができるような環境づくりに取り組みます。



高 齢 者

【現状】市の高齢化率は急激に伸びています。進行する高齢化に対応し、高齢者が生きがいを感じながら積極的に社会の中で活動できる環境をつくることが求められています。

【取組】高齢者及びその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていけるよう、各地区の社会福祉協議会、民生児童委員協議会、警察等関係機関と連携して地域とともに支えあうまちづくりを推進します。

同和問題

【現状】インターネット上での部落差別が増加し、悪質な問題も起こっていることから、「部落差別の解消の推進に関する法律」（「部落差別解消推進法」）(H28.12)が施行されました。

【取組】法律の内容等の周知を図り、相談体制の充実や教育・啓発を推進します。また、「えせ同和行為」などについては、関係機関との連携を進め、その根絶を図ります。

患者及び感染者等

【現状】ハンセン病（※2）やHIV（※3）感染者など病気で治療を受けている患者や元患者、その家族に対して誤った知識や偏見による差別的な言動がみられ、日常生活で多くの不利益と苦痛を与えています。

【取組】各種感染症や疾患に対する正しい知識の普及に努め、偏見や差別意識の解消を図ります。

※2 ハンセン病…らい菌によって引き起こされる感染力の弱い感染症。
※3 HIV…ヒト免疫不全ウイルス。AIDS（エイズ）の原因となるウイルス。

性自認・性同一性障害に関わる人権問題

【現状】性自認（※4）（こころの性）と生物学的な性（からだの性）が一致しないことによって違和感を覚えたり、医学的手段を通じて性の適合を望む人々がいます（性同一性障害）。そして、周囲の人から偏見の目で見られたり、職場などで不適切な扱いを受けたりすることがあります。

【取組】関係機関と連携した啓発活動を行い、誤りのない認識の普及に努めます。

※4 性自認…自分の性をどのように認識しているかを示す概念。こころの性。

様々な人権課題

あらゆる機会を通して、人権意識の高揚を図り、偏見や差別をなくしていくための教育・啓発に努めます。

●「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の権利問題」
●「犯罪被害者とその家族の権利問題」 ●「アイヌの人々の権利問題」 ●「同性愛など性的指向に関する権利問題」
●「プライバシーをめぐる権利問題」 ●「刑を終えて出所した人等の権利問題」 ●「生活保護受給者への権利問題」
●「人身取引（トラフィッキング）事件をはじめホームレス、日本に帰国した中国残留邦人等の権利問題」 ●「迷信や風習」など

障がいのある人

【現状】障がいのある人への偏見や差別意識が生じる背景には、多くの場合、障がいについての知識や理解不足がかかわっています。「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（「障害者差別解消法」）(H28.4)が施行され、「障害を理由とする差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」について定められました。

【取組】松江市では「松江市障がいのある人もない人も共に住みよいまちづくり条例」(H28.10)を施行し、共生社会の実現に向け、障がいの理解と差別解消、合理的配慮の普及に取り組みます。

また、障がい者虐待防止センターにおいては、虐待を受けた障がい者と養護者への支援を行います。

外 国 人

【現状】特定の民族や国籍の人々を排斥しようとする不当な差別的言動が、いわゆるヘイトスピーチとして社会問題化したことから「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（「ヘイトスピーチ解消法」）(H28.6)が施行されました。

【取組】お互いの国、地域の価値や魅力を再認識し、地域住民として共に生きる意識を持つ、多文化共生社会の実現に努めます。また、外国人住民への医療・福祉・防災情報などの生活情報の提供など、外国人住民が地域の中で安心・安全に暮らせるまちづくりを進めます。

インターネットにおける人権侵害

【現状】インターネットの特性として、不特定多数に対し簡単に情報が発信できることや発信者の匿名性が高いこと、短時間で情報が拡散し、回収が困難なことなどがあります。その結果、プライバシーの侵害、誹謗中傷・差別的書き込み、将来にわたって深刻な人権侵害に発展する可能性があるなど、新たな人権問題が生じています。

【取組】インターネットの利用に当たっては、他者の人権への配慮に心がけることとともに、自分の人権を守ること、適切な情報セキュリティ対策をとること、ルールやマナーを守ること等について啓発していきます。

災害に伴う人権問題

【現状】災害は多くの命を危険にさらし、多くの苦しみを強いるものであり、人権を大きく損なうものです。災害が発生した場合に、その被害を最小限に抑える減災という考えが重要となります。

【取組】視覚や聴覚に障がいのある人や日本語の理解が困難な人などに対し、情報伝達の多様化を図ります。また、人権の観点での避難所運営について普及・啓発を図ります。

